



県章

# 山形県公報

平成31年3月19日（火）

第3029号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康福祉企画課）…241

### 告 示

- 津波災害警戒区域の指定……………（危機管理課）…242
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…243
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…同
- 家畜の検査の実施……………（畜産振興課）…同
- 同……………（同）…244
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…245
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…同
- 自動車専用道路の指定……………（道路保全課）…246

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 指定管理者の指定……………同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…247
- 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…251

## 規 則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第11号

##### 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中	「 <table border="1"><tr><td>900円</td></tr><tr><td>13,100</td></tr><tr><td>19,000</td></tr></table> 」	900円	13,100	19,000	を	「 <table border="1"><tr><td>910円</td></tr><tr><td>13,500</td></tr><tr><td>19,500</td></tr></table> 」	910円	13,500	19,500	に、	「 <table border="1"><tr><td>11,300</td></tr><tr><td>7,610</td></tr><tr><td>18,000</td></tr><tr><td>58,800</td></tr><tr><td>5,070</td></tr><tr><td>8,750</td></tr><tr><td>3,340</td></tr><tr><td>16,600</td></tr><tr><td>75,100</td></tr><tr><td>5,070</td></tr><tr><td>8,750</td></tr></table> 」	11,300	7,610	18,000	58,800	5,070	8,750	3,340	16,600	75,100	5,070	8,750	を	「 <table border="1"><tr><td>11,600</td></tr><tr><td>7,790</td></tr><tr><td>18,500</td></tr><tr><td>60,600</td></tr><tr><td>5,180</td></tr><tr><td>8,950</td></tr><tr><td>3,430</td></tr><tr><td>17,100</td></tr><tr><td>77,600</td></tr><tr><td>5,180</td></tr><tr><td>8,950</td></tr></table> 」	11,600	7,790	18,500	60,600	5,180	8,950	3,430	17,100	77,600	5,180	8,950	に、	「 <table border="1"><tr><td>12,200</td></tr><tr><td>49,200</td></tr><tr><td>5,070</td></tr><tr><td>8,750</td></tr><tr><td>860</td></tr><tr><td>640</td></tr></table> 」	12,200	49,200	5,070	8,750	860	640	を
900円																																												
13,100																																												
19,000																																												
910円																																												
13,500																																												
19,500																																												
11,300																																												
7,610																																												
18,000																																												
58,800																																												
5,070																																												
8,750																																												
3,340																																												
16,600																																												
75,100																																												
5,070																																												
8,750																																												
11,600																																												
7,790																																												
18,500																																												
60,600																																												
5,180																																												
8,950																																												
3,430																																												
17,100																																												
77,600																																												
5,180																																												
8,950																																												
12,200																																												
49,200																																												
5,070																																												
8,750																																												
860																																												
640																																												

「 <table border="1"><tr><td>12,600</td></tr><tr><td>50,700</td></tr><tr><td>5,180</td></tr><tr><td>8,950</td></tr><tr><td>870</td></tr><tr><td>650</td></tr></table> 」	12,600	50,700	5,180	8,950	870	650	に改める。
12,600							
50,700							
5,180							
8,950							
870							
650							

**附 則**

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第162号**

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年 3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

津波災害警戒区域	基準水位
飽海郡遊佐町吹浦字三崎、字女鹿、字牛ノ掛、字滝ノ浦、字沢、字釜ノ上、字鳥崎、字内田、字諏訪脇、字澗ノ坂、字澗ノ鼻、字湯ノ田、字釜磯、字西楯、字東楯、字横町、字宿町、字川田、字上川原、字中川原、字下川原、字吉野森、字苗代、字泉沢、字山王平、字堤端、字布倉、字大黒坂道南、字一本木、字小谷地、字赤坂、字堂屋、字渡場、字七曲、字七曲堰東及び字西浜、同町直世字荒川、字船森、字中谷地、字水田、字鍛冶田、字下洗沢、字川端及び字八間割、同町北目字石淵、字菅野谷地、字離松、字筋田、字蟻塚、字下中瀬、字荒下及び字割目、同町当山字西向及び字下山崎、同町菅里、同町比子並びに同町藤崎字茂り松及び字漆原畑の区域のうち次の図に示す区域	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課及び庄内総合支庁総務企画部総務課並びに遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第163号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人豊寿会	ショートステイ事業所みずかみ 最上郡最上町大字向町1000番地	短期入所生活介護	平成31. 3. 31

**山形県告示第164号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人豊寿会	ショートステイ事業所みずかみ 最上郡最上町大字向町1000番地	介護予防短期入所生活介護	平成31. 3. 31

**山形県告示第165号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社修誠会 米沢市中央三丁目1番48号	しょうがい者地域共同生活援助事業所「アルム」 米沢市大字浅川633番地の3	共同生活援助	平成31. 3. 12

**山形県告示第166号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、西村山郡河北町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、西置賜郡小国町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6月未満の牛

を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のブルセラ病及び結核病の検査	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛 3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
牛のヨーネ病の検査	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛（4から6までに該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5に該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの 7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの 8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査	種卵を採取することを目的として飼養している鶏
蜜蜂の腐蛆病の検査	採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの
牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越冬していない牛

4 実施の期日及び場所

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応法による検査、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (5) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (6) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第167号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。

- (1) 死亡前に家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づき、同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに規則第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状を定める件（平成23年農林水産省告示第1865号）第3項に規定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体
- (2) 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体であって、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していたもの
- (3) 月齢又は推定月齢が満96月以上で死亡した牛の死体

4 実施の期日及び場所

- (1) 期日 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (2) 場所 山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 399号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市柵塚字館ノ越1339番1から 同 赤湯字沼端1153番まで	旧	38.0メートル } 7.5	1,614メートル
南陽市柵塚字館ノ越1339番1から 同 和田字掛在家3484番まで	新	35.8メートル } 10.2	6,461メートル

山形県告示第169号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
天童市及び山形市
- 2 公共測量を実施した期間  
平成30年8月3日から平成31年2月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第170号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車のみ的一般交通の用に供する道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において、平成31年3月22日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 指定する道路 東根市大字松沢字川原253番2から  
同 221番2まで  
東根市大字松沢字川原256番から  
同 字砂田516番3まで
- 3 指定する期日 平成31年3月22日

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県金峰少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年3月19日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 公の施設の名称 山形県金峰少年自然の家
- 2 指定した団体 酒田市北新橋一丁目12番13号  
庄内アソビプロジェクト
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

**海区漁業調整委員会関係****指 示****山形海区漁業調整委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成31年3月19日

山形海区漁業調整委員会  
会 長 加 藤 栄

- 1 山形県の地先海面における第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類に応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各200メートル及び身網の周囲100メートル以内の海面
いか 同	かき網の左右各55メートル及び身網の周囲45メートル以内の海面
はたはた 同	
あじ・たなご 同	

- 2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸せしめる行為をしてはならない。

- 3 かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の第二種共同漁業権（小型定置漁業）に用いる漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない。
- 4 この指示の有効期限は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要		
					収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者		収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者
県営太田町アパート1号	米沢市太田町五丁目1-10	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 74.0 平方メートル	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分の家賃に相当する額
同 2号	同	2DK	1	特定目的用 (高齢・身障用)	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	単身可
同 3号	同	3DK	1	一般用	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 春日アパート3号	同 春日五丁目2-43	同	3	同	26,100	30,100	34,400	38,800	44,400	51,200	
同 中田第2アパート1号	同 中田町901-2	同	3	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	
同 2号	同	同	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同 玉の木アパート1号	同 通町八丁目2-95	同	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 成島アパート1号	同 成島町三丁目2-96	同	2	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400	
同 米沢中央アパート1号	同 中央七丁目5-77	同	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 2号	同	同	2	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 中田第1アパート2号	同 中田町658-3	同	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 相生アパート3号	同 相生町7-65	同	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同 桜木アパート2号	同 南陽市三間通1229-1	同	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	単身可
同	同	同	2	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	



同 関口アパー ト2号	同 宮内352 -3	同	68.6	1	同	23,100	26,600	30,500	34,300	39,300	45,300	
同 大町アパー ト	東置賜郡高畠町 大字高畠695- 12	同	58.0	2	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 館之北アパ ー1	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年4月1日から同月5日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成31年4月5日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成31年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成30年12月14日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成31年3月19日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター	財務諸表の一部に誤りがあるなど決算処理が適正でない。	当該法人の事務担当者における決算処理の知識の習得に努めるとともに、外部の専門家から財務諸表の作成について適切な指導を受けることなど、決算処理における確認体制を強化するよう助言を行った。本法人の運営については、引き続き適切に助言・指導を行っていく。

平成31年3月19日印刷 発行所 山形県庁  
平成31年3月19日発行 発行人 山形県